

経営者のみなさん

あなたの**企業**の

役員および**従業員**の方が

病気や**ケガ**で
働けなくなった場合

どうしますか？

「**所得補償共済**」は万一企業の役員および従業員の方が病気やケガで働けなくなったときの所得を補償する制度です

この制度の特色

- 1 企業が共済契約者で、企業が共済金受取人となり、被共済者である役員ならびに従業員の方が病気やケガで就業不能になった場合に企業の出費を補うことができます。
- 2 共済掛金は、年齢・職種に関係なく一律です。
- 3 補償額も他の補償制度に比べ**高額補償**となっております。
- 4 共済金の支払は、**迅速**でしかも1ヶ月単位でお支払いいたします。
- 5 加入時現在、医師の加療中の方を除いて健康で正常に就業していれば、健康状態通知書のみで、**無審査**でご加入できます。
- 6 地震・噴火または津波などの天災による病気やケガの就業不能も補償します。

共済金のお支払い例

例

35才の方が5月20日に5口加入し、ケガ、または病気で8月25日から入院等により翌年3月15日まで就業不能となった場合

	免責期間 7日間	6カ月と15日間	
共済開始	▲8/25 ケガまたは病気で入院	▲9/1 共済金をお支払する対象期間	▲3/15 就業不能終了日
		共済期間終了	

加入資格

企業の役員ならびに従業員で、満15才以上満70歳未満の方に限ります。
ただし、満65才以上の方は、継続延長の場合に限ります。

契約の期間

共済期間は、加入日の午後5時から1年間とし、以後自動的に継続します。

補償の範囲

業務上業務外を問わず、共済期間中に傷害または疾病によって入院したり、自宅療養(医師の指示による入院に準じる自宅療養)にため、8日間以上継続して、現在のお仕事に全く従事できなくなったとき、8日目以降の就業不能期間1ヶ月間につき、加入いただいた年令の月額補償金をお支払いいたします。
(ただし、12ヶ月を限度とします。)

毎月の共済掛金

1口あたり **500円**

1口あたりの年齢別月額補償額および日額補償額

年令別	月額補償額	日額補償額
満15才以上満20才未満	97,500 円	3,250 円
満20才以上満25才未満	66,900 円	2,230 円
満25才以上満30才未満	59,400 円	1,980 円
満30才以上満35才未満	48,000 円	1,600 円
満35才以上満40才未満	38,400 円	1,280 円
満40才以上満45才未満	30,900 円	1,030 円
満45才以上満50才未満	25,800 円	860 円
満50才以上満55才未満	22,200 円	740 円
満55才以上満60才未満	20,700 円	690 円
満60才以上満65才未満	19,800 円	660 円
満65才以上満70才未満	15,600 円	520 円

てん補期間

1年

ご加入いただける口数

加入口数は、被共済者1人につき、最高20口まで加入することができます。
ただし、被共済者の平均月間所得額が限度となりますので、この範囲でお決めください。(平均月間所得額を超えた場合は、その超えた補償額については、共済金は支払われません。)

一休業不能期間(6か月と15日間)の場合

月額補償額 日額補償額 口数
(38,400円 × 6ヶ月 + 1,280円 × 15日) × 5口 =

お支払い共済金額

1,248,000 円

※ただし、月額の補償額が被共済者の平均月間所得(ボーナスを含め、年収の12分の1)を超えた場合の超過額については共済金が支払われません。